一　法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可を受ける手続	［新設］
二　第一条の三の規定による経済産業大臣への届出の手続	［新設］
三　第二条の規定による経済産業大臣の許可を受ける手続	［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。